

**「山口県子どもの貧困対策推進計画」(素案)に対する
パブリック・コメント(県民意見の募集)の実施結果について**

- 1 意見の募集期間
平成27年3月18日(水)から平成27年4月17日(金)まで
- 2 意見の件数
31件
- 3 意見の内容と県の考え方

【全体に関すること】

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	子どもの貧困の対象となる「山口県としての子どもの貧困」の定義を明らかにしてほしい。	貧困の具体的な定義は設けていませんが、様々な支援施策や事業ごとに、その趣旨を踏まえた支援対象が決まるものと考えます。
2	親の所得を基準にして、救済すべき対象となる子どもが各自治体ごとに何名いるのか明らかにしてほしい。	支援が必要な子どもに必要な支援を行うという観点から、それぞれの施策や事業ごとに、その趣旨を踏まえた対象者が決められており、一定の所得を基準に対象者を特定するものではないと考えます。
3	山口県における子どもの貧困の実態を明らかにしてほしい。	山口県母子・父子世帯等実態調査や社会的養護の現況に関する調査等の各種調査により、本県の子どもの貧困に関する状況を現す調査結果により、実態が明らかになっていると考えます。

【教育の支援に関すること】

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
4	スクールソーシャルワーカーの役割が期待される。スクールソーシャルワーカーを正規職員として処遇し、1学校最低1人の常勤配置を計画的に進めてほしい。	県の相談窓口であるやまぐち総合教育支援センターに3名のSSWを、また、全市町に計58名のSSWを配置しています。今後も、実態を踏まえ、必要なスクールソーシャルワーカーの配置に努めてまいります。
5	すべての子どもの給食費は無償化してほしい。	給食費については、学校教育法により保護者の負担となっておりますが、支援を必要とする子どもに対しては、就学援助制度等により必要な支援が実施されているところです。また、無償化等の制度については、国の動向を注視しながら、市町への情報提供に努めてまいります。
6	スクールカウンセラーがどのような役割を担われるのか。現在おられるカウンセラーとの役割分担がどのようになるのか。学校へどのくらいの頻度で来られるのか明示するとよい。	スクールカウンセラーは、心理の専門家として、教職員との連携の下、いじめ、友人関係、親子関係、学習関係等様々な悩みや不安について相談を受け、助言等を行っており、本計画における役割も、現在各学校に配置しているスクールカウンセラーが担うことになると考えています。なお、訪問回数は、学校規模やニーズにより各学校で異なります。
7	「高校生就学給付金制度」は非課税世帯に限定されているなど、不十分と言わざるをえない。	国の補助事業を活用して、平成26年度から奨学のための給付金制度を創設し、要件を満たされる方に授業料以外の奨学給付金を支給しているところであり、この制度の定着に努めてまいります。
8	奨学金については、「貸与」となっているが、国・自治体の責任で子どもたちの学びを支える給付制奨学金への転換を急ぐべき。	
9	生活困窮世帯への学習支援においては、「向学心に富み有能な素質を持ちながら」という条件をつけ、だれもが利用できる制度となっていない。すべての子どもたちに進学の手続きや学ぶ権利が保障されるべき。	本県では、向学心に富み有能な素質を持ちながら、経済的な理由により修学が困難な生徒・学生に対し、奨学金の貸付を行う事業を実施しており、今後も当該事業の円滑な運用に努めてまいります。
10	「プラットホーム」という言葉は、広く県民が理解できる言葉なのか検討する必要がある。	計画の中で、言葉の意味を説明してまいります。
11	家庭と地域との連携が十分でない場合も多い。貧困に焦点をあてた「連携」について具体的な施策が必要。例えば、学校とSCW、民生児童委員や行政担当者との定期的な情報交換や巡回、訪問活動などが連携強化につながると思うが、情報交換の場は少ない。	学校や福祉部局等関係機関が連携し支援を行っていく上で、いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
12	貧困家庭の子どもについては、心理的な葛藤や成長、発達の凸凹が見られることも多く、専門的な知識も必要となる。そういった子どもたちの学力保障を目指すためには、研究機関からの支援や学校現場での調査研究も必要になる。	学校には、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置しており、課題を抱える児童生徒だけでなく、全ての児童生徒に対して支援を行っております。また、やまぐち総合教育支援センターにおいて、発達や学校不適応等に係る相談や訪問支援を行うとともに学校や医療機関と連携した調査研究事業を実施しております。
13	「学習環境の整備」は、特に家庭での学習環境が、学力保障に重要な要因となる。子ども自身が、「学力を向上したい」という気持ちを持つ心理的な状況や学習・生活環境を保障できることが大切である。	保護者向けリーフレットの配布等を通じて、家庭における学習習慣の定着や望ましい生活習慣の形成に向けた、親子での話し合いと取組の促進、また意識啓発に努めてまいります。

14	専門機関や専門職と学校の連携は基本であり、そのためには教員には貧困家庭の保護者や子供へアウトリーチできるほどのコミュニケーション力や行動力をもった人材が必要ではないか。早期支援のためには、支援の必要性に気づく人材が必要となる。	県教委では、豊かな社会性を持ち、幅広いコミュニケーションができることを教員の重要な資質能力の一つであるとして取り扱っています。また、学校においては、日常の行動観察はもとより、きめ細かな教育相談活動等に努めています。いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
15	身につけた知識や技能を地域に還元するなど、地域に貢献できる意識をもたせて、高等教育の場を準備する必要がある。	地域や伝統、文化に対する理解を深め、自らに生かし、ふるさとへの誇りと愛着をもちながら、継承し発展させようとする心や態度の育成に努めてまいります。
16	中・高校生向けの放課後児童クラブのような、居場所と学習支援を合わせた機能を持つ場を設定することなども検討してほしい。「貧困」には焦点をあてるが、基本的には誰でも無償で学習支援を受けられるシステムづくりが必要ではないか。	放課後子ども教室の学習支援活動等により、地域による学習支援の充実に取り組むこととしており、あわせて、生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援や居場所づくりを行う市町が増えるよう、情報提供等に努めてまいります。
17	夜間中学の設置促進は貧困だけでなく、さまざまな教育上の障害に対応し、どのような年齢にも広く門戸が開かれていることが大切。ソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、教員が共に常駐する体制づくりが理想である。	夜間中学校の設置については、市町教委において、各地域の実情を踏まえ、設置の必要性を判断されるものと考えており、今後、国の動向や、すでに設置をされている夜間中学校の状況等を把握しながら、市町教委への支援に努めます。また、いただいた体制づくりに関する御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
18	貧困などソーシャルワークに専門性をもった「教員」を育成することが、早期発見やその後の支援につながる。予算をつけ、計画性をもった人材の育成をお願いしたい。	現在全県の各市町にSSWを配置し、児童生徒の貧困等の諸課題の早期発見・早期対応に向けた取組を進めており、いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
19	子どもたちが、自活できるような体制づくりをすることが大切。これからの世の中は物価もあがり、保障も備蓄も望めない中で、いかにして生活をエンジョイするかを教えるべき。	本県においては、「夢や目標をもち、一人の社会人として自立できるよう、自分にふさわしい生き方を実現しようとする意欲や態度、能力の育成」に向けて、小・中・高等学校等の積み上げによる系統的・計画的なキャリア教育の推進や、学校と家庭、地域、産業界等との連携の強化等に取り組んでいます。また、自然体験や放課後子ども教室等により、体験活動の充実を図り、子どもたちの豊かな心の育成に取り組むなど、子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化する中、自信と希望をもって自らの将来や社会を力強く切り拓いていく子どもたちの育成を図ってまいります。

【生活の支援に関すること】

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
20	高校中退や非行などに走らないよう、在学中の心理的な支援や家庭環境への支援、学びの補充の場などを充実させていくことが必要。	生徒に対するきめ細かな教育相談活動や学びの場の充実は重要と考えております。いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
21	「子どもの就労支援」に違和感がある。「子どもの社会参加」に対する支援が適切ではないか。	経済的な自立だけでなく、社会参加や知識・技能の習得の機会を意味するものとして就労支援に取り組むこととしています。
22	「社会参加」の中の重要な選択肢として「働く」ことが位置付けられるということを教育することが、貧困等の困難を有する子どもたちの人格発達に有効なのではないか。	キャリア教育の推進を山口県教育振興基本計画の中に位置づけ、勤労観・職業観をはじめとする価値観を形成・確立できるよう努めています。また、職場体験・インターンシップ等の体験活動に取り組むことにより、地域産業の理解や幅広い職業観の育成を図っています。

【保護者に対する就労の支援に関すること】

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
23	保護者に対する就労支援について、重要なのは、①正規雇用による身分の保障、②健康で文化的な生活を送ることができる賃金の保障、③子育ての時間が十分に確保できる労働条件の保障、これらを実現する具体的な施策が求められる。	本計画は、貧困の状態にある子どもやその親に対する支援を総合的に推進するための計画として位置付け、ひとり親家庭の親等に対する就業相談、就業情報の提供を行うとともに、資格取得への支援や職業訓練の実施等により、正規職員化や処遇の改善に取り組むこととしています。
24	保護者に対する就労の支援についても、就労に特化させるのではなく、社会参加から就労へつなげる幅広い支援と取組が重要である。	経済的な自立だけでなく、社会参加や知識・技能の習得の機会を意味するものとして就労支援に取り組むこととしています。
25	「親の学び直しの支援」は重要な視点で、幅広い学習支援をすることが肝心である。また、子育てや介護等に時間を取られている親に対し、一定の経済的・人的援助を行うことも必要ではないか。	親の学び直しを支援することで、よりよい条件での就職等に向けた可能性が広がると考えられますので、国の動向を注視しながら、支援の方法について検討してまいります。

【経済的支援に関すること】

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
26	<p>貧困世帯に暮らす子どもの健康管理が気になる。富裕層・一般家庭以上に援助が求められ、親任せでは困難と思われるので、こどもの医療費無料化を17歳まですべての子どもに保障することが必要と考える。</p>	<p>現在の制度は、乳幼児のいる家庭への支援として、小学校就学前児の医療費の自己負担分に対して、市町と共同で助成を行っているものです。市町独自の取組によって対象年齢を引き上げている例はありますが、厳しい財政状況の中、県としては、現行制度を維持することが基本と考えています。</p>
27	<p>生活保護、就学援助、児童扶養手当等は、就労の状況や収入によって減額されたり、不支給になることがあるが、支給要件を緩和することや支給額をさらに増額することが重要。</p>	<p>法律により基準が定められている制度や、市町がそれぞれの地域の実情をふまえて実施している制度のため、県で変更することはできません。</p>

【その他】

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
28	<p>貸付資金について返済に困らないようにプランを立てる必要がある。</p>	<p>状況に応じて、低利子、無利子等返済の負担が大きくなるような制度や、返済猶予といった制度を設けています。</p>
29	<p>低賃金や不安定雇用を増大させる仕組みを改善することや、健康で文化的な生活を送ることができるように、社会保障制度を抜本的に拡充させていくことが重要。</p>	<p>これらの問題については、国の方でも検討されているところであり、その動向を踏まえながら対応してまいります。</p>
30	<p>定時制・通信制高校の生徒の家庭について、貧困等に対する実態調査や研究が長期間にわたり必要ではないか。</p>	<p>個人情報保護の観点から、生徒の家庭の所得状況等を実態調査・研究することは困難です。</p>
31	<p>「5 その他」は、なぜこの項目がつけられているのか説明が必要。外国籍の保護者の子どもの貧困について考えるとよい。</p>	<p>本計画が、貧困の連鎖を断ち切るとともに、本県の将来を担う積極的な人材育成策として取り組むものであり、国際化に対応できる人材を育成していく必要があることから、記載しています。</p>